学校法人大妻学院特別育英奨学金規程

平成 13 年 7 月 11 日 制定

(目的)

第1条 学校法人大妻学院(以下「学院」という。)は本規程の趣旨に賛同する団体及び個人(以下「特定寄付者」という。)からの特定寄付金を資金として、大妻女子大学大学院、大妻女子大学及び大妻女子大学短期大学部に学ぶ学生を対象に特別育英奨学金(以下「奨学金」という。)を給与する。

(給与対象者)

- 第2条 奨学金を給与される学生は学業・人物ともに優れ、かつ学費の支弁が困難な者で、 勉学意欲の強い者とする。
- 2 奨学生選考においては、独立行政法人日本学生支援機構の第一種奨学金の家計基準を準 用する。
- 3 外国人留学生は除く。

(給与額及び給与期間)

第3条 給与額は月20,000円、給与期間は出願採用された当該年度とする。

(奨学金総額の決定)

第4条 第1条の奨学金資金に基づく年額配布奨学金額は、特定寄附者の指示ある場合を 除き、常任理事会の議を経て理事長が決定する。

(委員会)

- 第5条 学院より配布された奨学金額に基づき、奨学生の選考及び奨学金に関する諸事項 を審議するため、特別育英奨学生選考委員会(以下「委員会」という。)を置く。
- 2 委員会の構成は次のとおりとする。
 - (1) 副学長1名
 - (2) 大学院学生については研究科長、学部学生については各学部長及び短期大学部学生については短期大学部長
 - (3) 事務局長及び学生支援センター部長
- 3 委員長は副学長をもって充てる。
- 4 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。
- 5 委員会は、構成員の3分の2以上の出席により成立する。

(募集・出願)

- 第6条 毎年、原則前期に募集人数を明示し、学内に掲示する。ただし、採用人数が募集 人数を下回った場合に限り、学年途中においても随時募集することができる。
- 2 奨学金の給与を希望する者は、次の書類を学生支援センター学生支援グループ、又は多 摩事務部学生・就職支援グループに提出しなければならない。
 - (1) 願書
 - (2) 大学院学生については指導教員の推薦書、学部学生及び短期大学部学生については クラス指導主任の推薦書
 - (3) 学業成績証明書
 - (4) 所得証明書
 - (5) その他大学が特に提出を求めるもの

(出願資格)

- 第7条 第2条第1項の規定に該当する者とする。
- 2 学生支援センター学生支援グループは募集にあたり、出願や選考に関する適宜の条件を 付すことができる。
- 3 大妻女子大学育英奨学金、大学等における修学の支援に関する法律に基づく給付型奨学 金並びに入学金及び授業料減免との併用は認めない。

(決定)

第8条 学長は委員会が選考した者につき、その採用を決定し、理事長及び本人に通知する。

(支給手続)

第9条 前条の通知を受けた者は、所定の誓約書等を学生支援センター学生支援グループ、 又は多摩事務部学生・就職支援グループに提出しなければならない。

(支給方法)

第10条 奨学金は、毎月又は数ヵ月分を合わせて本人に支給する。

(支給の停止・取消)

- 第 11 条 奨学生が、次に掲げる各事項のいずれかに該当する場合、学長は奨学金の支給を 停止、又は取り消すことができる。
 - (1) 休学したとき
 - (2) 除籍・退学及び停学等の処分を受けたとき
 - (3) 願書及び提出書類に虚偽の記載を行ったとき
 - (4) その他委員会が必要と認めたとき
- 2 大学等における修学の支援に関する法律に基づく給付型奨学金並びに入学金及び授業 料減免に適用となった場合は、支給を停止する。

(返還)

第 12 条 奨学生が前条の規定により支給を取り消された場合は、学長は本人又はその連帯保証人に対し、すでに支給した奨学金の一部又は全部を一定期間内に返還させることができる。

(報告書等)

- 第 13 条 奨学生は、毎年度末、生活状況報告書を学長あてに提出しなければならない。 (関係会議)
- 第 14 条 第 7 条の規定により採用を決定された奨学生について、大学院奨学生にあっては 代議員会に、学部奨学生及び短期大学部奨学生にあっては各教授会に報告する。

(庶務)

第 15 条 この規程に関する庶務は、学生支援センター学生支援グループ、多摩事務部学生・就職支援グループにおいて行う。

(改廃)

- 第 16 条 この規程の改廃は、委員会の議を経て、常任理事会がこれを定めるものとする。 附 即
 - この規程は、平成 13 年 7 月 11 日から施行し、平成 13 年 4 月 1 日から適用する。 附 則

この規程は、平成 17 年 1 月 11 日から施行し、平成 16 年 12 月 1 日から適用する。ただし、第 4 条第 2 項第 3 号の規定は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成 19 年 6 月 26 日から施行し、平成 19 年 6 月 1 日から適用する。 附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

RH BII

この規程は、平成 22 年 6 月 22 日から施行し、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。 附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附目

この規程は、平成30年7月10日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和5年1月17日常任理事会「学校法人大妻学院事務組織規程」の 改正による)

この規程は、令和5年4月1日に施行する。